

2023年度 剰余金処分

(単位：円)

I. 当期末処分剰余金		956,519,050
II. 剰余金処分数額		
1. 法定準備金	12,000,000	
2. 出資配当金 (0.2%)	21,654,386	
3. 任意積立金		
(1) 減損積立金	865,000,000	
(2) 災害・偶発損失積立金	1,812,439	
(3) 施設整備積立金	50,000,000	950,466,825
III. 次期繰越剰余金		6,052,225

2023年度の決算報告ならびに剰余金処分案について以上のとおり提案いたします。

2024年6月12日
いわて生活協同組合
理事長 飯塚 明彦

1. 法定準備金は、1,200万円を積み立てます。

生協の健全経営のため、「当期剰余金の10%以上を出資金総額の50%以上まで積み立てること」が義務付けられています(生協法第51条の4第1項及び定款第73条)。2024年3月20日現在の出資金総額は、108億7,907万円(1口未満を除く)であり、この50%は54億3,954万円です。

今回提案の1,200万円を積み立てると、法定準備金は20億4,880万円となり、出資金総額の18.8%、総資産の7.1%となります。

2. 出資配当金は、年0.2%の出資配当を行い、総代会決定後に出資金へ振り替えます。

組合員がきびしい家計から出し合っている大切な出資金であり、年0.2%の出資配当を実施します。総代会決定後に税引き後(所得税20%と復興特別所得税0.42%)の金額を出資金に振り替えます。

3. 任意積立金として、以下の3つの積立金を9億1,681万2,439円積み立てます。

(1)「減損積立金」として8億6,500万円を積み立てます。

今後の赤字事業所の減損損失処理に備えて「減損積立金」を8億6,500万円積み立てます。これにより減損積立金は19億3,334万円となります。

減損損失処理とは、2005年4月1日以降の事業年度から適用されている会計基準で、固定資産の帳簿価格を回収可能な価格まで切り下げる会計処理です。いわて生協では2009年度より導入しています。

(2)「災害・偶発損失積立金」として181万2,439円を積み立てます。

東日本大震災を教訓として、県内外での大規模災害などの際の支援や不測の事態に対処するために、1,000万円を積み立てています。2023年度は、能登半島地震への支援に181万円を活用しましたので、この分を積み立て、積立金を1,000万円に戻します。

(3)「施設整備積立金」として5,000万円を積み立てます。

現在整備をすすめているセットセンターと事業本部の増床への費用として「施設整備積立金」を5,000万円積み立てます。

4. 次期繰越剰余金 上記1～3の処分を行った後の残金、605万円を2024年度に繰り越します。

生協法第51条4の4項及び定款74条により組合員及び職員の生協事業に関する知識向上を図る事業の経費として「教育事業等繰越金」を、毎事業年度の剰余金の5%以上を次年度へ繰り越すことが義務付けられています。その金額として586万円が含まれています。